

生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金チェックリスト

(共通項目)

：全て○であれば、「生垣の設置」、「ブロック塀等の撤去」に進んでください。

| 設 問 | ○ | × |
|--|---|---|
| 町税の完納証明を添付できる。 | | |
| 過去に同一の住宅地等の同一の箇所において生垣の設置又はブロック塀等の撤去を行うために、この補助金を受けたことがない。又は、補助金を受けてブロック塀等の撤去を行ったが、同一の箇所において、はじめて生垣の設置を行う。 | | |
| 移転補償等による生垣の設置及びブロック塀等の撤去ではない。 | | |

「生垣の設置」：全て○であれば補助金が受けられます。

| 設 問 | ○ | × |
|--|---|---|
| 生垣を設置する土地は、住宅、店舗、工場、事業所である。 | | |
| 生垣を設置する土地が借地の場合、所有者の承諾が得られる。 | | |
| 生垣を設置する場所は、道路又は隣地沿いであり、道路沿いの場合は道路中心から2メートル以上離れている。 | | |
| 生垣の延長が2メートル以上あり、境界から0.3メートル以上離して植えることができる。(隣地承諾があれば0.3メートル未満植栽可) | | |
| 樹木の高さは、植えた状態で地盤面から0.6メートル以上ある。 | | |
| 生垣の延長1メートル当たり、原則2本以上の樹木の植栽である。 | | |
| ブロック等で基礎を設け、その上に生垣を設置する場合は、その基礎の高さが地盤面から0.4メートル以下である。 | | |
| 生垣を柵等に併設し、柵等の基礎を連続して設ける場合は、0.4メートル以下の高さである。 | | |
| 販売を目的としている住宅地等の生垣の設置ではない。 | | |

「ブロック塀等の撤去」：1つでも○があれば補助金が受けられます。

| 設 問 | ○ | × |
|---|---|---|
| ブロック塀等を生垣にするために、これを取り壊す工事 | | |
| 道路若しくは公共施設の敷地に沿った、地盤面から高さが1メートル以上のブロック塀等を取り壊す工事(ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等を設置しない。) | | |